

開 会 午前10時7分

●小須田大拓委員長   ただいまから総務委員会を開会いたします。

報告事項であります。本日、審査を行います陳情第153号及び第174号の提出者から資料の提出がございましたので、各位に配付しております。

それでは、議事に入ります。

最初に、陳情第153号 自衛隊への名簿提供の中止を求める陳情を議題といたします。

陳情第153号は、本日が初審査ですので、提出者から趣旨説明を受けるため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時8分

再 開 午前10時22分

●小須田大拓委員長   委員会を再開いたします。

それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●伴 良隆委員   陳情のご説明ありがとうございます。

それでは、理事者のほうに質問をさせていただきます。

まず陳情書、こちらを拝見しますと、五つの理由ということで構成されていますので、この構成順に、順次質問させていただきますのでお答えいただきます。

それではまず、理由1でございますが、自衛隊による住民基本台帳の閲覧及び名簿提供について、札幌市の認識を伺います。

●朝倉スマートシティ推進部長   理由1として記載の自衛隊への住民基本台帳の閲覧及び名簿提供における札幌市の認識について、お答えいたします。

陳情書に理由1として記載されている内容は、大きく2点であると理解しております。

1点目は、平成18年の住民基本台帳法の改正により、自衛隊は市民と同じように閲覧ができなくなった、また、令和3年に国が出した、閲覧だけでなく、データ等での名簿提供も求め得るという通知をもって名簿提供を可能とすることは、法律による行政の原則に反するというご主張です。

この点につきまして、改正後の住民基本台帳法第11条において、国または地方公共団体は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合は、閲覧が可能と規定されており、平成19年の国の通知においても、自衛隊員の募集に関する事務は、この法令に定める事務に該当するとされております。

また、令和3年の国の通知は、法律の解釈を明確にしたものであり、札幌市としては、法律等に基づき適切に事務を執行しているものと認識しております。

2点目は、自衛官等の募集事務が法定受託事務であったとしても、自治体が自衛隊に名簿を提供し、求人活動に協力することまで含むものではないというご主張です。

この点につきましては、国の通知により、自衛官等の募集に必要な情報として、住民基本台帳の一部の写しを用いることは、住民基本台帳法上、特段の問題を生じるものではないと明確に規定されているものと認識しております。

●伴 良隆委員   それでは、当該陳情書理由2について伺います。

18歳未満の未成年者の名簿を提供することは、子どもの権利条例に反するとのご指摘について見解を伺います。

●朝倉スマートシティ推進部長   18歳未満の未成年者の名簿を提供することは、子どもの権利条例に反するとのご指摘に対する札幌市の認識についてお答えいたします。

陳情書では、札幌市における自衛隊への名簿提供は、子どもの権利条例に規定するプライバシーが守られることや、自分の意見を表明すること、

適切な情報提供などの支援を受けることに反しており、全ての未成年者に対して十分な情報提供と、それに基づく権利行使ができない現状では、名簿を提供すべきではないとのご主張です。

札幌市が行う自衛隊への情報提供は、法令等に基づいたものであり、情報提供を望まない方には除外申請の процедуруを設け、広く周知を行うなど、理解促進に努めており、子どもの権利条例に反するような取組ではないものと考えております。

なお、除外申請については、市ホームページや広報さっぽろ、SNSによる周知を継続するほか、今年度から、申請期間をこれまでの3か月から4か月へ延長するとともに、除外申請を案内するポスターを作成し、市内の高校や大学に周知依頼を行うなど、これまで以上に力を入れているところです。

●伴 良隆委員 それでは次、当該陳情書理由3について伺います。

自衛隊による高校卒業予定者に対する求人活動が、求人ルール違反であることのご指摘についての札幌市の見解を伺います。

●朝倉スマートシティ推進部長 陳情書理由3の自衛隊による高校卒業予定者に対する求人活動が、求人ルールに違反することのご指摘に対する札幌市の認識についてお答えいたします。

自衛官等の募集に係る事務は、自衛隊法等に基づき取り扱われるものであり、自衛隊では、関係省庁の通達等も遵守の上、適正に行われているものと認識しております。

自衛隊札幌地方協力本部への聞き取りにおいても、陳情書でご指摘のような戸別訪問による求人活動は行っていないことを確認しております。

なお、北海道労働局に確認したところ、隊員募集のパンフレットをポスティングすることは、戸別訪問に当たらないとの回答を得ているところでございます。

●伴 良隆委員 それでは、当該陳情書理由4について伺ってまいります。

22歳の方の個人情報を、自衛隊では、ほかの情報とマッチングさせて使用しているのではないかとといったご指摘について、札幌市の見解を伺います。

●朝倉スマートシティ推進部長 22歳になる市民の個人情報を、自衛隊では、ほかの情報とマッチングして使用しているのではないかとのご指摘に対する札幌市の認識についてお答えいたします。

札幌市では、自衛隊がどのような情報を持ち合わせているか承知しておりませんが、自衛隊の情報提供の際には、自衛官等の募集事務以外での使用や第三者への提供を禁止する条件を付しているところでございます。

また、自衛隊においても、個人情報の取扱いについては、関係法令等に基づき厳格に管理されているものと認識しております。

なお、隊員募集パンフレットの送付については、陳情書にある引き抜きに該当せず、求人ルール違反ではないことを北海道労働局に確認しております。

●伴 良隆委員 それでは、陳情書理由の最後、理由5について伺ってまいります。

自衛官及び自衛官候補生以外の職種の募集事務についても、名簿が使用されている事実があるのかどうか伺います。

●朝倉スマートシティ推進部長 自衛官及び自衛官候補生以外の職種の募集事務における名簿の使用についてお答えいたします。

陳情書では、自衛官及び自衛官候補生ではない防衛大学校生や防衛医科大学校生等の募集のために名簿が使用されているのであれば、情報提供すべきではないとご主張がありました。

自衛隊札幌地方協力本部が使用している募集パンフレットには、自衛官の階級の一つである一般曹候補生と自衛官候補生の2職種についてのみ、応募資格や初任給等の採用条件が記載されていることを確認しております。

●太田秀子委員 私からも質問いたします。今の質疑を伺っていて、一つ確認させていただきたいと思いました。

理由3のところですけども、ポスティングのお話が出ていました。北海道労働局に聞いたところ、そのポスティングというのは戸別訪問に当たらないということで調べたというお話だったと思います。

そのときのポスティングというのは、私たちのイメージでは、この地域一帯を決めて、一戸一戸、その地域全部を面のようにして入れてもらうものをポスティングとイメージしますが、この名簿は、この方が18歳だから、この地域の何番地に住んでいる方が対象だよということになりますね。

ですから、このポスティングというのは、その名簿を基にして、たくさんある中で、この名簿を見て、このおうちにだけ入れて歩くと、北海道労働局は、それも戸別訪問に当たらないというふうな答弁だということでお間違いないですか。

●朝倉スマートシティ推進部長 そこまで詳しくは、北海道労働局には確認しておりません。

いわゆるポスティング行為が戸別訪問に当たるかどうかという点で確認させていただき、戸別訪問には当たらないという回答を得ております。

●太田秀子委員 ポスティングが、面として入れて歩くのであれば、例えば10軒入れるうちの1軒に、その対象の方がいるということでのポスティングであれば、戸別の住所は要らないかなと思って、今、質疑を伺っていたところなので、後で詳しく調べていただきたいなというふうに思いました。

私の質問に入ります。

私もこれまで、特別委員会などで、自衛官等の募集事務に関する対象者情報の提供については質問をしてきたところです。

昨年の決算特別委員会での本市の答弁は、名簿提供については、自衛隊法等の関連法令や国の見

解、自衛隊の持つ公益的な役割を踏まえて対応していると、氏名、住所、生年月日、性別などの4情報を提供することについては、住民基本台帳法上、特段の問題を生じるものではないと、募集事務に必要な情報と判断しているというふうなご答弁がありまして、今の質疑を聞いていて、同じようなご答弁だったなというふうに思いました。

以前、行われておりました住民基本台帳法に基づく自衛隊による閲覧と、それから今現在行っています名簿提供というのは、やはり大きく違いがあるんですよね。名簿提供は、自衛官等募集への協力を超えて、勧誘そのものへ自治体が関与していると受け止められかねません。まして閲覧しかしていない自治体もありますし、それから氏名、住所の二つの情報しか提供していない自治体もありますから、そういう中で、本市は4つの情報は募集事務に必要なだろうと、そういう判断をして提供しているというお話でありました。

このように勧誘、つまり誘うことへの積極的な対応の一方で、除外申請の話も先ほどありましたけれども、除外申請は、提供を望まない人が自ら提供名簿から除いてくださいと申請するという消極的なものなんです。

陳情は今回が初めてですけども、名簿提供の中止を求める要望というのは、これまで複数挙がっております。

しかし、自衛隊から依頼があった場合は、市民の理解促進に努めて、除外申請の周知を図るというお考えを述べてこられました。提供を見直すのではなくて、市民に理解してもらおうと、そういう姿勢であります。

そこで改めて伺いますけれども、18歳と22歳になる方の名簿について、昨年度、令和6年度ですが、対象となった人数と、除外申請により名簿から除外した人数、そして実際に自衛隊に提供した人数を伺います。

●朝倉スマートシティ推進部長 令和6年度の名簿対象人数及び除外申請により除外した人数並

びに実際の自衛隊の提供人数についてお答えいたします。

令和6年度に名簿提供の対象となった方は3万4,168人、そのうち249人の方から除外申請があり、実際に提供した人数は3万3,919人となっております。

●太田秀子委員 3万人を超えて提供しているということで、毎年ほぼ同じような数の名簿が多分提供されているんだろうというふうに思います。提供を望まない方がいると認識しているというお話は聞いてきましたから、それでも継続して出しているんだなということであります。

陳情が上がったのも、陳情としてちゃんと考えていただきたいという思いだと思います。

除外申請の数が増えていると思っています。

一番最初、2020年はたしか二人だったと思いますから、増えていると思いますけれども、対象者数が約、昨年で言えば3万4,000人に対して、除外申請数は約250人ということは、除外申請は対象者の1%もないという数字になります。

昨年、除外申請の手続についても周知を図るという答弁をいただきましたから、除外申請を知らない人がいること、むしろ、自分の個人情報を提供されることすら知らない人がいるだろうということは、本市も共通の認識であると思うんです。

99%以上の方が、自分の個人情報を提供されているという方たち皆さんが、いいですよと、提供してくださいねと言ったわけではなくて、やはりその周知を図るといっても、皆さんに知れ渡っているというものではなくて、限度があるだろうというふうに思うわけです。

そこで伺いますけれども、除外申請の広報は、どのような手法で行っているのか、それにより市民に認知されていると考えているのかを伺います。

また、本市としては、除外申請により市民のプライバシーが守られていると考えているのか、あわせて伺います。

●朝倉スマートシティ推進部長 除外申請の広報はどのような手法で行っているのか、また、除外申請に関する市民の認知と、プライバシーに関する市の認識についてお答えいたします。

除外申請については、市ホームページや広報さっぽろのほか、XやLINEといったSNSに複数回の投稿をするなど、様々な媒体により、周知に努めているところでございます。

さらに今年度は、除外申請を案内するポスターを作成し、市内の高校や大学に周知を依頼しており、徐々に認知度は高まってきているものと認識しております。

これらの取組は、対象となる方へのプライバシーの配慮にも結びついているものと考えているところでございます。

●太田秀子委員 先ほどの質疑では、除外申請は3か月だったけれども4か月に延期するというのも、今年度からというお話でしたか。

続いて伺います。

自衛隊に提供した名簿をどのように使っているのか、本市として把握しているのか、また、使用した実績の報告を、いつの時点で確認しているのかを伺います。

●朝倉スマートシティ推進部長 自衛隊が名簿をどのように使っているかを把握しているか、また、使用実績の報告をいつ確認しているかというご質問にお答えいたします。

名簿は、自衛官等の募集事務に使用するものとして、昨年度は2月に自衛隊から提供依頼があり、市民からの除外申請の手続を経て、9月に名簿を提供しております。

提供した名簿は、隊員の募集パンフレットを配布するために使用しているものと認識しております。

また、今年度の使用実績は、自衛隊から年度末に名簿の返却があった際に報告を受けることとしております。

●太田秀子委員 今年度の返却のときに、どう

いうことに使ったかという条件をつけたというお話ですね。今年からつけたということですか。

●朝倉スマートシティ推進部長 今年度からつけました。

●太田秀子委員 本市は、2022年度から名簿を提供しているんですけども、今年、2025年になって、どうやって使ったか聞くということが始まるということなんですよ。

そして、3か月間の除外申請の期間をひと月延ばしますとか、それからポスターも今年度作って、高校や大学に貼りますよということでありました。

2022年から始まっていますけれども、皆さんからの要望も多いものですから、きっとそうやって少しずつ条件は緩和しているというか、皆さんから見れば厳しくしているということなのかもしれません。

本市は、提供を望まない方がいることも認識しているということは、この間、答弁されていますから、だとすれば、あまりにも市民感情からかけ離れた、対応が遅いものではないかと、私は思います。

先ほど、除外申請は、提供を望まない対象となる方のプライバシーにも配慮できているというようなご答弁だったかと思うんですけども、広報紙などでも周知していると。皆さんのプライバシーの配慮を考慮しているから、個人の意思によって個人情報が守られているというふうなお考えなのかなということで聞いていましたけれども、そうであれば、除外申請を求めるのではなくて、名簿を提供することに同意した人、その方たちに申請してもらうような制度に変更したらいいのではないかと。もっと多くの方がどう考えていて、自分は申請していいんだという方が対象になるということなんですけども、情報提供が適正であると、そういうお考えだったとしても、本市が個人情報提供する場合、該当する個人に了解を得る在り方、つまり個人の意思によって提供し

ていいという方に申請してもらうほうが、個人のプライバシーへの配慮ということになるのではないのでしょうか。

そこで伺いますけれども、除外申請は、申請があった人を名簿から除外するという制度であり、個人情報の保護の対象としては不十分であると考えます。今後は、情報提供に同意した人のみ、自衛隊に提供するという方法に変更するお考えはないのか伺います。

●朝倉スマートシティ推進部長 除外申請ではなく、情報提供に同意した人のみ自衛隊に提供する方法に変更してはどうかというご質問にお答えいたします。

自衛隊への情報提供については、個人情報保護法の規定から、本人の同意を要するものではない一方で、除外申請の手続を設けることにより、提供を望まない方への対応も行っているところで

す。今後も情報提供を望まない方に対する除外申請の手続について、引き続き周知に努めるとともに、十分な申請期間を設けるなど、丁寧に対応していく所存でございます。

●太田秀子委員 除外申請の周知を図るのではなくて、その周知する内容を変えて、提供していい人を募るといふふうに変更するだけで、皆さんに全部はがきを出して返してもらうではなく、今の予算ですとか人員の中でやれると思うんですけども、提供していいよという人を、SNSですとか広報誌などで募る変更をするというだけでいいんだと思うんですけども、いかがですか、それでも難しいのでしょうか。

●朝倉スマートシティ推進部長 先ほど答弁させていただきましたとおり、自衛隊への情報提供については、個人情報保護法の規定から、本人の同意を要するものではない一方で、除外申請の手続を設けることで、提供を望まない方への対応を行っていると考えておりますので、現時点では現行どおりの形で対応させていただく所存でござい

ます。

●太田秀子委員　つまり手法ではないんですよ。本市の判断で提供するとき、除外申請という制度は、国がこうしなさいと言っているものではなくて、自治体としての配慮で行っている除外申請ですから、本市は市民への配慮をしつつ、また、提供する名簿数になるべく減らないという配慮もしつつなので、現行制度のままだと、そういうお考えなんじゃないかと、私には思えたわけですね。

本市は、やはり提供されることすら知らないという市民がいますので、周知期間を延ばしたりするというお話ですけども、同意は必要ないという立場であったとしても、やはり周知していかなければいけないというお考えのようでありますから、提供されることすら知らない市民がいるということは、やはり問題であって、今日、陳情を出された皆さんの思いも受けて、しっかり検討するべきなんだと私は思うんですよ。

本市が情報提供の根拠とする自衛隊法施行令第120条は、提出を求めることができると定めています。法定受託事務についても、義務でないことは周知の事実です。義務ではありませんから、市区町村が提供できる仕組みというものは存在しませんので、2021年、防衛省と総務省が連名で、先ほど陳情者の方がおっしゃっていたような通知を出して、その提供を依頼したものなんです。しかし、その通知にでさえ、地方自治法第245の4第1項に基づく技術的助言だと書いてあるわけです。

参議院の予算委員会が行われていますけれども、ちょっと気になる質疑がありました。

6月2日でしたけれども、中国の防衛費が膨らんでいることに対して意見を求められた石破首相は、パワーバランスを保つため、国民に負担をお願いして防衛費の倍増を目指していると、そういった後に、自衛官は9割しか充足しておらず、新しい採用は半分に満たないと。いかにして確保

するか、どんな立派な飛行機を持っても意味がないんだと、このように答弁されています。

つまり、その立派な飛行機というのは、戦闘機含む飛行機なんでしょうけれども、それを使うために自衛官を確保しなければいけないと言っているんですね。

本市は、自衛隊の公益的な役割を踏まえて対応しているというお考えなんですけれども、公益的な役割というのが、この石破首相が言っていること、これがまさに自衛隊の本来の任務なわけですよ。

既に、こういうことも起こっています。

現在の18歳と22歳の名簿提供ですけども、自衛官や自衛官候補生の募集を超えて、茨城県や鹿児島県では、陸上自衛隊高等工科学校の生徒募集のために、15歳の名簿を自治体が提供していたということが分かりました。防衛大臣が資料の提出を求めることができるという規定の対象に含まれていないと、そこから逸脱しているけれども、提出を依頼されて、少なくとも9つの市町村が応じていたというものなんです。

後に自衛隊は謝罪していますけれども、私、自衛隊は独自でリクルートできると思うんです。札幌市が名簿を出さなくたって、自衛隊は石破首相が増やせと言っていますから、自分たちでちゃんとリクルートできると思いますよ。

事実上の海外派兵などの任務が自衛隊に課せられているようになっていきますので、名簿は提供しないしてほしいというのが保護者の皆さんや、そしてご本人、今日の陳情された皆さんの思いではないかと思います。私も、そこはとても共感するところです。

そして、名簿提供に限らず、札幌市としてはあらゆる施策を通じて市民の個人情報の保護に努めると、そして、守るという立場にしっかり立っていただきたいと思うんです。

最後に伺いますけれども、自衛隊への名簿提供について、国は自治体に対し提供を強制するもの

ではないとの見解を示しています。

今回の陳情を受けて、札幌市は自衛隊への名簿を提供すべきではないと考えますけれども、いかがでしょうか。

●朝倉スマートシティ推進部長 自衛隊への情報提供につきましては、自衛隊法等の関係法令や国の見解、そして、自衛隊の持つ公益的な役割を踏まえて対応してきているというところでございます。

札幌市としては、名簿提供に対する市民の理解醸成に努めるとともに、これまでの除外申請の取組を継続するなどして、適切に対応してまいりたいと考えております。

●太田秀子委員 今のご答弁も、昨年質問したときも、それから今日のご答弁にもあって、同じことの繰り返しだとは思いますが、そういう立場にもおありかと思うけれども、やっぱりちゃんと1度、検討するということが大事なんだろうと思うんです。たくさん知らない人がいる中で、だけど毎年やっていくのではなくて、1回立ち止まって、じゃあ、どうするかという検討をすべきだと、私は思うんですよね。

今日の質疑を通して、札幌市が名簿提供の根拠とする内容は、閲覧で行ってきた行為をデータで提供する根拠には当たらないというふうに、私は思いました。やはり本人と保護者の同意もなく、自治体が個人情報を提供することに道理はないと、私はそう感じました。

委員会での引き続く議論が必要だということを申し述べまして、私の質問を終わります。（拍手）

●小須田大拓委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

ここで、陳情第153号の取扱いについてお諮りいたします。

陳情第153号を継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 異議ありとの声がありましたので、改めてお諮りいたします。

陳情第153号につきまして、本日、結論を出すことに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

●小須田大拓委員長 賛成少数であります。

よって、陳情第153号は、継続審査とすることに決定いたしました。

ここで理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午前10時49分

再 開 午前10時51分

---

●小須田大拓委員長 委員会を再開いたします。

次に、陳情第174号 北海道新幹線トンネルの有害掘削土の搬入地である手稲山口処分場の周辺地域住民のため、「粉塵に含まれるヒ素の測定・開示」を求める陳情を議題といたします。

陳情第174号は、本日が初審査ですので、提出者から趣旨説明を受けるため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時9分

---

●小須田大拓委員長 委員会を再開いたします。

それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●伴 良隆委員 陳情者の方、ご説明誠にありがとうございました。

それでは質問に入りますけれども、当然ヒ素というものについての、健康不安が出ないかどうか

ということは、非常にその不安な気持ちはよく分かるわけであります。

そこで、順次質問してまいりますので、ご回答をお願いします。

まず1点目ではありますが、ヒ素の基準値について、どのような基準があり、現在、手稲山口内に搬入されている対策土がどのような性質なのか、まず確認いたします。

●上野新幹線推進室長 ヒ素の基準値及び手稲山口受入れ地に搬入されている対策土についてお答えいたします。

国により、土に含まれる重金属等の濃度であります土壌含有量基準と、水に溶け出す重金属等の濃度である土壌溶出量基準という二つの基準が設定されております。

具体的な数字で申し上げますと、土壌含有量基準は、150ミリグラム／キログラム以下、土壌溶出量基準は、0.01ミリグラム／リットル以下となっております。

この基準は、日常生活におきまして、70年間、その土の上で生活をしたり、地下水を毎日2リットル飲んだ場合でも、健康に影響が現れない濃度に設定されております。

これらの基準のどちらか一方でも上回った場合には、対策土として受け入れることになっておりますが、手稲山口受入れ地には、現在、土壌含有量基準を超過したものはなく、土壌溶出量基準を超過している土のみが対策土として搬入している状況となっております。

●伴 良隆委員 それでは、ご答弁の最後にありました、この土壌溶出量基準の超過について伺ってまいります。この超過している対策土受入れに伴う周辺の地下水や河川に影響がないのかどうか確認します。

●上野新幹線推進室長 土壌溶出量基準超過によります地下水、河川への影響についてお答えいたします。

既に受入れ地では、盛り土底面部に二重の遮水

シートを敷き、周囲の遮水壁の設置も完了しております。

さらに、受入れ地及び周辺の複数箇所にて、地下水及び河川のヒ素濃度について、毎月モニタリングを行っているところです。

ヒ素を含む土壌が広く分布しております札幌市の地域特性に起因して、この地域では、対策土受入れ前からヒ素濃度が比較的高く、基準値に近い値が検出されております。モニタリング結果によりますと、一部の地域で基準値を超過しておりますが、受入れ後にヒ素濃度が大幅に上昇したのではなく、対策土受入れによる影響ではないものと考えております。

引き続き、モニタリング結果を確認しまして、状況を注視してまいります。

●伴 良隆委員 ご答弁ありましたけれども、一方で、粉じんによるヒ素の影響は、土壌含有量基準と関係があると、このように考えるところでございます。

これまで搬入した土は、土壌含有量基準を超過していないということではありますが、この周辺への粉じんによるヒ素の影響について、どのような認識か伺います。

●上野新幹線推進室長 周辺の粉じんによるヒ素の影響についてお答えいたします。

周辺への粉じんによるヒ素の影響は、飛散する粉じんの濃度と、そこに含まれるヒ素の量、すなわち土壌含有量によって決まります。

そのため、鉄道・運輸機構では、盛土工事中に飛散する粉じん濃度について、事前シミュレーションを行い、その粉じんの中に、土壌含有量基準を超えるヒ素が含まれていると仮定いたしまして、飛散するヒ素を体内に摂取した場合の健康リスクについて、学識経験者に評価をしていただいております。

その結果でございますが、健康へのリスクは十分小さいという見解を得ているところです。

また、搬入開始から3年半程度経過しました現

在まで、毎月、粉じん濃度についてもモニタリングを行っておりまして、粉じん濃度の数値は、事前シミュレーションの数値をわずかに超過したときもありましたが、ほとんどの月で下回っていることを確認しております。

こうした粉じん濃度の状況に加えまして、先ほどの答弁のとおり、土壌含有量自体は、基準値を超過していないことから、粉じんによるヒ素の影響は事前シミュレーションを下回り、健康リスクも十分に小さいものと認識しております。

●伴 良隆委員 様々、私も議会活動中で、いろいろなリスクというものも、いろいろなことをとらまえて、東日本大震災からいろいろなことを勉強させていただきましたけども、リスクというものというのは、人によってやっぱり受け止め方というのは違いますしね。ですから、この基準というものの考え方というのは、いろんな考え方があるものだというふうに思います。

しかし、どこかで基準という言葉そのとおりでありますけれども、そこを定めなければ、様々なその考えというものが入り乱れてしまうと。

様々な考え方があることは、僕はいいことだと思いますよ。ただ、その基準というものについてどう考えるというのは、ここは、先ほど陳情者の話もあったので、私もちょっと興味深いのでお聞きしたいのですが。環境省のほうの関係でございますね。

陳情者の参考資料にありますとおり、基準値ではないものの、環境省による指針値があると、このように私も認識しておりますが、この指針値に対しては、どのような認識か伺います。

●上野新幹線推進室長 環境省の指針値についてお答えいたします。

環境省による指針値は、大気汚染に着目したヒ素濃度に対する目標値でございます。健康リスクのためには、この数値も下回るべきという認識はしております。

鉄道・運輸機構からは、これまでのモニタリン

グの結果を基に比較したところ、この指針値も下回っているものと聞いているところでございます。

●伴 良隆委員 先ほどリスクの話をしましたけども、リスクがゼロというのは、多分僕も今まで聞いたことはございません。

ただ、やはり先ほど陳情者の話があったように、物すごく小さな数字であったとしても、それはリスクというふうに呼ぶものだというふうに思います。

しかし、今、基準値があり、また今、指針値といったお話がございました。

私、この辺の基準値のほうも興味あったのですが、私も北区の比較の際のほうに住んでおりますけれども、いろいろな地域住民の方々からいろいろな問合せもあって、議会でも相当厳しく追及をさせていただいております。

札幌市も中心地があって、そして、今、申したように、際の部分があると。どちらも大事ですが、様々な公共事業も含めて、いろいろなことをやっていく中で、いわゆる環境というものを侵してはならない、これがまず1点目。

そして、地域住民のリスクというものを助長させる、増長させるようなことがあってはならないと、これは私自身もよくよく、十分に今までも遵守してきたつもりでございます。

よって、今回の手稲山口地区、そしてまた、一部星置、こういった地区の方々のご心配やご苦勞というふうに考えるには、非常によく分かる。

そこで、当該の陳情者の方々だけではなくて、手稲区民というふうな言い方をしてよろしいかわかりませんが、この周辺住民の方々、もとより手稲の方々に対して、やはり今後もしっかりと寄り添った形で、人が手を加えていく、この公共事業でございますので、それに伴って、それ以上にきちんとした形で、皆さん方がいろいろな調査をしながら、そして、市民の方々に周知をしていく、この丁寧さが、これこそが札幌市の姿勢が問われ

るものと、このように考えるところでございます。

そこで伺いますが、この粉じん中のヒ素を測定するということは、確かに一つ的手段であると、このように思われます。そしてまた、技術的にも可能であると、このように考えます。もちろん金銭的にも、不可能ということはない。

では、なぜこれまでもその測定をしてこなかったのか認識を伺います。

●上野新幹線推進室長 粉じんに含まれるヒ素の測定についてお答えいたします。

粉じん中のヒ素自体の測定は実施されていないものの、粉じん濃度と土壌含有量等は定期的に把握されておりまして、影響は十分小さいことが確認されているため、これまでの対応は妥当なものと認識しております。

しかしながら、委員のご指摘のとおり、対策土の受入れや、それに伴う粉じんなど、地域住民の方々にとって、不安や心配であることは十分承知しております。近隣の方のみならず、多くの手稲区民の方のそのような気持ちも受け止めまして、対応していきたいと考えております。

引き続き、札幌市といたしましては、モニタリングの徹底を鉄道・運輸機構に求めるとともに、周辺住民の方への丁寧な説明についても、鉄道・運輸機構と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

●森 基誉則委員 私からも陳情に書かれている内容について、幾つか確認したいので質問します。

私たちの会派は、これまで手稲山口受入れ地の対策土受入れに当たって、地域からの意見をしっかりと聞きながら、適切な対応をするように求めてきました。

今回、従来の説明に疑義があったのではということで、改めて陳情が提出されているところで、

そこで最初の質問ですが、先ほどから基準値と

いう言葉が出ておりますが、今回の陳情に記載されている労働安全衛生法の基準値というのはどのようなものなのか、まずは伺います。

●上野新幹線推進室長 労働安全衛生法の基準値についてお答えいたします。

労働安全衛生法は、労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境を整備することを目的とした法律でありまして、労働者の健康に悪影響を及ぼす可能性がある業務を行う屋内作業場や、トンネルや炭鉱などといった、その他の作業場が対象となっております。

この法律に基づく基準値につきましては、労働者が健康障害を受けることを防ぐために、厚生労働大臣が定めた数値があると承知しております。

このようなことから、対策土受入れに伴う大気の影響を確認する上で、適用する基準としてはなじまないと考えております。

●森 基誉則委員 今回のケースでは、労働安全衛生法の基準値が適用されるものとは異なるという理解でよろしいですね。

先ほど、健康への影響に対する答弁もありましたが、粉じんという目に見えにくいものに対しては、心配される方もいらっしゃると思います。

今でも粉じんのモニタリングや飛散対策をされていることは承知されているんですが、改めて質問します。現在の受入れ地において、どのような粉じん飛散対策が実施されているのでしょうか。

●上野新幹線推進室長 受入れ地における粉じんの飛散対策についてお答えいたします。

鉄道・運輸機構においては、運搬で使用する全てのダンプトラックの荷台へのシートの設置や、タイヤ洗浄を実施しております。

また、受入れ地内の散水について、毎日実施いたしまして、そのほか粉じん防止剤の散布を適宜行っており、粉じんの飛散の防止対策を行っていることを確認しております。

●森 基誉則委員 現場でも、かなり細かく対策を講じているということでした。ただ、健康リ

スクは小さく、現場での対策を講じているとはいえ、地域の方の中には心配されている方もいらっしゃるようです。札幌市として、丁寧な情報公開と説明に引き続き取り組まれることを求めています。

今回の陳情書の理由で、鉄道・運輸機構と新幹線推進室による住民等への説明に偽りが認められる危険性があるという記載があります。

そこで最後の質問です。偽りが認められる危険性があったとする陳情者が指摘している点について、本市の認識を伺います。

●上野新幹線推進室長 陳情の受け止めについてお答えいたします。

陳情書では、労働安全衛生法上の基準値3ナノグラム／リットル以下を説明資料に記載せず、土壤汚染対策法から算出したヒ素粉じんの10ミューグラムを健康に影響が出ない範囲の上限と記述したことについて、誤りと指摘されているものと受け止めております。

しかしながら、労働安全衛生法の3ナノグラム／リットル以下という基準値は、先ほど答弁したとおり、大気への影響を確認するための基準値としてはなじまないと考えております。

また、105ミューグラムにつきましては、疫学調査によりまして確認されました、健康被害が生じない1日の摂取量でありまして、国の水道水の基準や土壤溶出量基準などの根拠となっている数字でございます。

以上によりまして、陳情書による偽りとのこと指摘には当たらないと認識しているところでございます。

●太田秀子委員 私からも、1点質問させていただきます。

これまでの質疑を聞いて、対策は取っているということだったと思います。そして、モニタリングの徹底ですとか、丁寧な説明はこれからもやっていくというお話でした。

しかし、陳情を出された背景には、これまでも

きつと同じように説明を受けてこられていますので、説明を受けても納得できないのと、将来が不安なんだということだと、私、思うんです。

今が公害だというのではなくて、歴史の事実として大気汚染や水質の汚濁、土壤汚染などによって人の健康、または生活環境に関わる被害が生ずる公害問題がありましたから、現在、自分たちは基準内の摂取量だったとしても、次の世代はどうなるんだろうかと、この地域どうなるんだろうかと、そういう不安であるんだということは私、理解できます。

陳情の理由にありますけど、実際のヒ素粉じんの定点測定が必要というふうに書かれていますけれども、これはまさに、私たちが定期検診を受けながら悪いところが見つかったら治療をするとか、対処するとか、そういうイメージだと思うんですけれども、やはり安心を確認しながら、ここで住んでいたいんだという住民の皆さんの思いだと思います。その思いに、どう寄り添って対応するかということが問われているんだと思うんです。

国の基準や法に照らして安全だということは分かっていますけれども、そう言われても地域住民は安心できないというのならば、本市としてどうしていくのかということです。理解してもらうのであれば、やはり納得も信頼も得られないのではないかと思います。

ここで質問しますけれども、陳情にあります、ヒ素粉じんがどのような数値なのか、その調査を行ってはどうかと私は思いますけれども、お考えを伺います。

また、仮に調べるとした場合、本市独自の調査ができない理由はあるのかどうかとも伺います。

●上野新幹線推進室長 ヒ素粉じんの調査の実施、それと本市の独自調査の実施についてお答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、鉄道・運輸機構では、事前シミュレーションを行いまして、健康リスク

について学識経験者評価をいただき、健康へのリスクは十分小さいという事前評価を得ております。

また、現状では、粉じん濃度と土壌含有量等を定期的に把握しており、影響が小さいということも確認できております。

以上によりまして、鉄道・運輸機構としても、札幌市としても、新たに粉じん中のヒ素の測定を行う必要はないものと考えております。

引き続き、札幌市といたしましては、モニタリングの徹底を鉄道・運輸機構に求めるとともに、周辺住民への丁寧な説明につきまして、鉄道・運輸機構と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

●太田秀子委員 もしも仮に調べるとしたらどうかという質問をしました。

つまり機構に調べてもらうということになるのか、もしくは札幌市が独自で、ぜひそのところを調査しましょうと思ったら、何か土壌汚染対策法で今、基準二つあって調べていますけども、何かそういう法に違反するものがあるのかどうかということをちょっと知りたかったですけど、ご答弁いただけますか。

●上野新幹線推進室長 今の現状におきましては、鉄道・運輸機構としても、札幌市としても、先ほどご答弁しましたとおり、状況把握しているというふうに考えておりますので、新たに粉じん中のヒ素の測定を行う予定はないというふうに考えております。

●太田秀子委員 分かりました。今はちゃんと把握できているから、改めてしないんだということですね。

過去の質疑で、本市は、市民への情報提供が適切に行われているという認識を述べておられました。

それは、土壌汚染対策法に基づいた報告なんですけれども、このたびの陳情は、やはり重金属の濃度、とりわけその中のヒ素の数値を知りたい

と、どういうふうになっているんだろうかと、そこが心配なんだということなんです。

ですから、そういう不安を置き去りにして、対策土がまたどんどん搬入されるというようでは、札幌市への不満は募るばかりであります。

陳情者の皆さんは、まず調査をしてほしいと。その結果を共有して、定点測定が必要かどうかというのは私、その後でいいかと思うんですけども、一つ一つ納得しながら丁寧にやってほしいと求めているのだと私は思うんですね。

ですから、委員会としましては、引き続き議論が必要であるということを申し述べて、質問を終わります。（拍手）

●小須田大拓委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

ここで、陳情第174号の取扱いについてお諮りいたします。

取扱いは、いかがいたしますか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

（「採決」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 継続と採決に意見が分かれておりますので、改めてお諮りいたします。

陳情第174号を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

●小須田大拓委員長 賛成少数であります。

よって、陳情第174号は、本日、結論を出すことといたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

●森 基誉則委員 私は、民主市民連合を代表して、陳情第174号について不採択とすべきという立場で討論いたします。

新幹線延伸工事に伴う対策土等に含まれるヒ素などが、人体に直接影響を及ぼすことはない数値

だと示されても、粉じんなど目に見えないものに対して、地域の方から不安や心配などの声が出ることは理解できます。

一方、本市は、これまでも、本市の土壌に自然由来の重金属が多く含まれていることから、専門家などによる第三者委員会の審議を踏まえて対策を実施してきました。また、地域住民への丁寧な情報提供に努めてきていることも承知しています。

本日の委員会質疑全体を通してみても、陳情理由にある偽りが認められる危険性があるとまでは言い切れないと判断します。引き続き、地域住民の不安解消に努めることを求め、私の討論を終わります。

●太田秀子委員 私は、日本共産党を代表しまして、陳情者の方もおっしゃいましたけれども、継続審査にさせていただきたいという要望がありましたけれども、継続審査でないのであれば、陳情は採択すべきと、そういう立場で討論を行います。

陳情は、鉄道・運輸機構が行う調査の結果を本市が提供する情報のみでは、自分たちの不安に応える情報になっていないと、納得できないことから、粉じんに含まれるヒ素の測定と開示を求めておられます。地域住民としては、将来にわたり、安全と言えるのかどうか不安であるというところは十分理解できることです。

本市は、地域住民の不安に真摯に向き合い、陳情で寄せられた調査を行い、丁寧に対応すべきです。

よって、初審査である本陳情は、不採択とすべきではないということを申し上げて、討論を終わります。（拍手）

●小須田大拓委員長 ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

陳情第174号を採択すべきものと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

●小須田大拓委員長 賛成少数であります。

よって、陳情第174号は、不採択とすべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

---

休 憩 午前11時31分

再 開 午前11時33分

---

●小須田大拓委員長 委員会を再開いたします。

次に、議案第1号 令和7年度札幌市一般会計補正予算（第1号）中関係分を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第1号中関係分を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案第1号中関係分は可決すべきものと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時34分

再 開 午前11時35分

●小須田大拓委員長 委員会を再開いたします。

次に、議案第6号 札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第6号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案第6号は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 和解に関する件を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第26号を可決すべきものと決定することに

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案第26号は、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第29号 町の区域を変更する件を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 なければ、討論を終了いたします。

採決を行います。

議案第29号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●小須田大拓委員長 異議なしと認め、議案第29号は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時37分